

新婚世帯へ最大30万円支援いたします！

この度はご結婚おめでとうございます。

松川村では、一定の条件を満たすご夫婦を対象に、結婚後の新生活を支援するため「**松川村結婚新生活支援補助金**」を交付いたします。

対象となるご夫婦は？

- 平成30年1月1日以降に、**婚姻届を提出し、所得の合計が340万円未満**のご夫婦（※結婚を機に転職・離職した場合は、転職・離職後の所得が対象です）
- **松川村に住所・居住があるご夫婦**
- **婚姻届提出時点で34歳以下**であるご夫婦



補助の対象は？

- **新婚世帯の新生活にかかる費用**が対象です
 - **住居費**：結婚を機に新たに住宅等物件を購入または賃貸に要した費用（購入費、賃貸料、敷金、礼金、仲介手数料など）
 - **引越し費用**：結婚を機に引越しをした場合に要した費用（引越し業者や運送業者への支払い分）
- ※住居費・引越し費用ともに、平成30年1月1日以降に発生した費用に限ります
- **申請は平成31年2月28日まで**となります。



補助金額は、**住居費と引越し費用を合わせた額（実費相当分）**で最大30万円です。その他条件がありますので、詳しくは村ホームページをご覧くださいか、または下記担当へお問い合わせくだ

松川村役場総務課 1万人復活特命係
TEL0261-62-3111
E-mail tokumei@vill.matsukawa.nagano.jp

